d　熱封かんにより密封する合成樹脂製容器包装及び合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装にあつては，強度等試験法中の耐圧縮試験を行うとき，内容物又は水の漏れがないこと。

e　王冠等により密栓するものであつて炭酸を含有する清涼飲料水を充てんするものにあつては，強度等試験法中の持続耐圧試験を行うとき，ガス漏れがないこと。

f　王冠等により密栓するものであつて清涼飲料水を熱充てんするものにあつては，強度等試験法中の持続耐減圧試験を行うとき，メチレンブルーの着色を認めてはならないこと。

g　王冠等により密栓するものであつて炭酸を含有しない清涼飲料水を熱充てん以外の方法で充てんするものにあつては，強度等試験法中の漏水試験を行うとき，内容物の漏れがないこと。

⑷　組合せ容器包装

１．金属は、D　材質別規格の項の４　金属缶（乾燥した食品（油脂及び脂肪性食品を除く。）を内容物とするものを除く。以下４において同じ。）の目に定める規格に、合成樹脂、合成樹脂加工紙及び合成樹脂加工アルミニウム箔は、⑶　合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装及び合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装の１．に定める条件にそれぞれ適合するものであること。

２．次の試験法による試験に適合すること。

a　強度等試験法中の落下試験を行うとき，内容物又は水の漏れがないこと。

b　強度等試験法中のピンホール試験を行うとき，ピンホールを認めてはならないこと。

c　熱封かんにより密封するものにあつては，強度等試験法中の封かん試験を行うとき，空気漏れがないこと。

d　清涼飲料水を熱充てんするものにあつては，強度等試験法中の耐減圧試験を行うとき，空気漏れがないこと。

e　清涼飲料水を熱充てん以外の方法により充てんするものであつて熱封かん以外の方法により密封するものにあつては，強度等試験法中の漏水試験を行うとき，内容物の漏れがないこと。

３　乳等（乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品をいう。）の器具の規格

⑴　（略）

⑵　殺菌されている乳酸菌飲料を販売するコップ販売式自動販売機は、次の１．から11.までに適合する構造のものであること。

１．～７．　（略）

８．販売する際に用いるコップは、殺菌された未使用の紙製、合成樹脂製又はアルミニウム箔製であって、コップがほこり等によって、汚染されないような構造の保管器具に保管されているものであること。

９．～11.　（略）

２　乳等（乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品をいう。）の器具の規格

⑴　（略）

⑵　殺菌されている乳酸菌飲料を販売するコップ販売式自動販売機は、次の１．から11.までに適合する構造のものであること。

１．～７．　（略）

８．販売する際に用いるコップは、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造されたものであって、コップがほこり等によって、汚染されないような構造の保管器具に保管されているものであること。

９．～11.　（略）